

生徒心得

1 服装・身だしなみについて

- (1) 本校生徒としてふさわしい清潔な服装・髪型を心がけること。
- (2) 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式および学校が指定する日は標準服を着用のこと。
(5~10月はブレザーなしの略式可。)

2 登下校について

- (1) 自転車、バイク、自動車による登下校は禁止する。
- (2) 登校後は、授業終了時まで許可なく学校外に出てはならない。
- (3) 7時半前には許可なく登校できない。
- (4) 17時の下校時刻を延長して活動したい場合には、教員の許可を得て「下校延長届」を所定の時間までに提出することにより、18時まで活動を延長することができる。ただし以下の場合は延長を認めない。

定期考査の一週間前から、定期考査中(最終日を除く)

始業式 終業式 修了式 生徒集会日 土曜学習日 長期休業期間

3 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引・出席停止について

- (1) 遅刻・欠席する場合には、学校に連絡する。
- (2) 早退・欠課する場合は、学級担任と教科担任に連絡し許可を得る。
- (3) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引に関する諸届けは、保護者より学級担任へ届け出る。届出は、生徒手帳の諸届け欄を活用する。

* 忌引の日数(連続した期間で、途中に入る休日や祝日も含む)

1 親等(父母)・・・・・・・・・・7日以内

2 親等(祖父母・兄弟姉妹)・・・3日以内

3・4 親等・・・・・・・・・・1日以内

* 父、母、兄弟姉妹、祖父、祖母の追悼のための特別な行事を行う場合(死亡後15年以内)

・・・・・・・・・・1日以内

ただし、遠距離の場合は、移動に要する日を加算することができる。

- (4) 公欠に関しては、所定の申請書に記入し、学級担任に届け出て教科担任に「連絡票」を前日までに提出する。
 - (5) 学校行事に参加できない場合は、学級担任の指示に従う。
 - (6) 出席停止となる感染症
 - ① インフルエンザ等の感染症(表5)と診断された場合は、登校してはならない。速やかに学校(担任)へ連絡し、自宅療養する。
 - ② 登校を再開する場合は、医師の許可が必要である。登校時に医師の作成した「出席停止証明書」を持参し、担任へ提出する。
- * 「出席停止証明書」は本校ホームページから用紙をダウンロードして使用する。ダウンロードが困難な場合は、生徒手帳の末尾の様式を使用してもよい。